

会 員 各 位

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会
会 長 吉 田 治 伸

厚生労働省「ものづくりマイスター制度」(ビルクリーニング職種追加)に関するご案内
～2025 年度から「ビルクリーニング職種」が追加されました～

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、優れた技能、経験を有する方を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、「ものづくりマイスター」が中小企業や学校等の若年技能者に対して実践的な実技指導を育成する制度を推進しております。

この度、2025 年度より本制度に「ビルクリーニング職種」が追加され、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会から本制度及び認定申請に関する資料の提供がありましたので、お知らせします(資料は当協会ホームページに掲載します)。

記

1 ホームページ掲載資料

- (1) ものづくりマイスター制度説明会資料
- (2) ものづくりマイスター認定申請書(R7) (エクセルファイル)
- (3) 申請書別紙 1-1 (指導経歴記録書) (エクセルファイル)
- (4) 厚生労働省「ものづくりマイスター」認定申請要領 (令和 7 年度版)
- (5) ものづくりマイスター認定申請書(様式第 1 号)《記載例》
- (6) 指導経歴記録書(認定申請書別紙 1-1)《記載例》
- (7) ものづくりマイスターに申請される方へ「学生・中小企業の社員等の若年者へ 技能を伝える」(厚生労働省ものづくりマイスターのご案内)
- (8) 中小企業・団体のご担当者、学校の先生方へ「ものづくりのエキスパートから 技能を学ぶ」(厚生労働省ものづくりマイスターのご案内)

2 認定申請手続き

- (1) 本年度の申請書受付期間 (年 3 回・第 1 回はすでに終了しております)
第 2 回 2025 年 8 月 18 日(月)～9 月 5 日(金)
第 3 回 2025 年 11 月 10 日(月)～11 月 28 日(金)
- (2) 申請書提出先・問合せ先 (事業所所在地の地域技能振興コーナー)
「愛知県地域技能振興コーナー」(愛知県以外の地域技能振興コーナーは HP 掲載資料参照)
〒451-0062 名古屋市西区花の木 1-4-4 メゾン花の木 2F 201 号室 TEL : 052-524-2075

<本件通知に関する問い合わせ先>

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会事務局 (鈴木)

〒460-0008 名古屋中区栄二丁目 1 番 10 号 伏見フジビル 8 階

TEL : 052-265-7536 / FAX : 052-265-7537 / E-mail : aichibm@lilac.ocn.ne.jp